

# 能美市議会基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の役割と活動の原則（第3条―第7条）

第3章 議会と市民との関係（第8条―第10条）

第4章 議会と行政との関係（第11条―第15条）

第5章 議会の機能強化（第16条―第20条）

第6章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬（第21条―第23条）

第7章 政務活動費（第24条）

第8章 最高規範性（第25条）

第9章 議会改革の推進等（第26条・第27条）

### 附則

議会の議員と市長は、ともに市民の負託を受ける直接選挙によって選ばれた二元代表制の一員である。

また、議会は議員によって審議し、及び議決する議事機関として、市長は行政執行機関の代表として、それぞれ自らの責任と判断で使命を遂行し、切磋琢磨しながら市民の幸せと市政発展に尽くす責務を有している。

すなわち、二元代表制の一翼を担う議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視及び評価を行い、市政を方向づける市民の意思決定機関でなければならない。

地方分権時代のいま、豊かな市民生活を築くために地域の特性に合わせた市政の実現が求められており、市民の意思を反映する議会の役割がますます重要となっていることから、議会は市政を担う合議制機関であることを自覚し、議論を尽くし、自らの創意と工夫によって市民との協調の下、市民が安心して生活できる豊かなまちづくり

の推進に向けて不断の努力を重ねていかなければならない。

よって、議会が公正性かつ透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する信頼される議会を目指し、ここに、議会と市民及び市長等との関係等に関する基本的事項を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二代表制の一翼を担う議会が合議制機関の特性を活かし、責任を持って最良の意思決定を行えるよう議会及び議員の活動の原則等を定めることにより、市民との信頼関係の下、活力あるまちづくりの推進及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する個人及び法人をいう。
- (2) 議会 能美市議会をいう。
- (3) 議長 議会の議長をいう。
- (4) 議員 議会の議員をいう。
- (5) 市長 能美市長をいう。

## 第2章 議会及び議員の役割と活動の原則

### (議会の役割と活動の原則)

第3条 議会は、その活動に関する情報公開を積極的に推進するとともに、公正性かつ透明性を確保し、市民に信頼される分かりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

- 2 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させるため、自らの議決及び議会運営に対する説明責任を認識し、市民とともにまちづくりに取り組むものとする。

3 議会は、二元代表制の下、市長等の事務執行について監視及び評価を行うとともに、建設的な政策立案及び議案の提出権を通じて市民の福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。

(議長の役割と活動の原則)

第4条 議長は、議会を代表し、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会事務を統理し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

2 議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。

(議員の役割と活動の原則)

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議会活動においては議員相互間で議論を尽くし、最善の合意形成に努めるものとする。

2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見や要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽に努め、政策的議論を通じて市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

(会派の活動の原則)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、政策の立案、決定又は提案を行うための調査及び研究に努めるものとする。

4 会派は、議員活動を円滑に行うため、必要に応じその会議を開催し、意見調整を行うとともに、会派間の調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(危機管理の原則)

第7条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、市長等と協力し、災害等の発生時に総合的かつ機能的な活動が図ら

れるよう危機管理体制の整備に努めるものとする。

- 2 議長は、災害等の不測の事態が発生し、又はそのおそれがあるときは、必要に応じ、議員による協議又は調整を行うための会議を開催する。
- 3 議会は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、その状況を調査し、市民の意見等を的確に把握するとともに、必要に応じ、市長等に対し提言又は提案を行う。
- 4 議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会等に参加することにより、積極的に知識及び技能の習得に努めるものとする。

### 第3章 議会と市民との関係

#### (議会活動の公開)

第8条 議会は、本会議のほか、委員会を原則として公開とする。

- 2 議会は、市民に対して議会活動に関する情報公開を積極的に推進し、市民の信頼度を高めるとともに、十分な説明責任を果たさなければならない。

#### (市民の議会活動への参画)

第9条 議会は、市民との意見交換の場を設けるほか、その活動に参画する機会を確保し、市民の意思を議会活動に反映するよう努めるものとする。

- 2 議会は、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情の審査においては、必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設けることができる。

#### (広報機能の充実)

第10条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心が持てるよう努めるものとする。

### 第4章 議会と行政との関係

#### (議会と市長等との関係)

第11条 議会と市長等との関係は、次に掲げるところにより、常に適切な緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 議会の会議における一般質問では、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答式で行うことができる。

(2) 市長等は、議会の会議又は委員会において、議長又は委員長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための質問をすることができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第12条 議会は、市長等が実施しようとする重要な政策、計画、施策及び事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

(1)政策等を必要とする背景及び提案に至るまでの経緯

(2)政策等の形成過程における市民参加の有無及びその内容

(3)他の自治体の類似政策との比較検討の有無及びその内容

(4)能美市総合計画との整合性

(5)政策等の実施に係る関係法令及び条例との整合性

(6)政策等の実施に係る財源措置

(7)将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成の要請)

第13条 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定の例により施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を市長に求めることができる。

(議員の文書での質問)

第14条 議員は、議長を経由して市長等に対して文書での質問を行うことができる。

この場合において、市長等は、議長を通じて文書による回答を行うものとする。

(議決事件の拡大)

第15条 議会は、その意思決定及び監視の機能の向上を図るとともに、市長等が提

案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。

## 第5章 議会の機能強化

### （専門的知見の活用）

第16条 議会は、法第100条の2の規定により議案の審査及び市政の課題に関する調査のため、必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設けることができる。

### （委員会の適切な運営）

第17条 委員会は、広範多岐にわたる市政の課題をその専門性と特性を活かし、合理的かつ能率的に調査し、及び審査するよう努めなければならない。

2 委員会は、政策の論点又は争点が明らかになるよう議論を深めるものとする。

### （議員研修の充実強化）

第18条 議会は、議員の資質向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化にあたり、広く各分野の学識経験を有する者及び市民等を含めたものを開催するものとする。

### （議会図書の適正管理）

第19条 議会は、その調査活動に資するための各種資料その他の刊行物の適正な管理を図り、機能の充実に努めるものとする。

2 前項に掲げる各種資料その他の刊行物は、一般の利用に供することができる。

### （議会事務局の機能の強化）

第20条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、その活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制執務能力の充実に努めるものとする。

## 第6章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

### （議員の政治倫理）

第21条 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

- 2 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として公正、誠実及び清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。

(議員の定数)

第22条 議員の定数に関しては、別に条例で定める。

- 2 議員の定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、人口、面積、市の将来計画及び行財政改革の視点等を十分に考慮し、市民の意見を参考にするものとする。
- 3 議員の定数に係る条例の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員の議員報酬)

第23条 議員報酬に関しては、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、委員会又は議員が提出する場合は、市民の意見を参考にするものとする。
- 3 議員報酬の条例の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

## 第7章 政務活動費

第24条 政務活動費に関しては、別に条例で定める。

- 2 議員は、市政の調査研究その他市民福祉の増進に資するために交付を受けた政務活動費に関し、その執行及び証拠書類の作成及び保管は、厳格を期するものとする。

## 第8章 最高規範性

第25条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例又は規則を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

## 第9章 議会改革の推進等

(議会改革の推進)

第26条 議会は、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、市民の議会への関心が高まるよう常に議会改革の推進と議会運営に取り組まなければならない。

(検証及び見直し)

第27条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。